

岩手県教育振興基本対策審議会への諮問について

1 諮問事項

「これからの教育振興基本対策について」

2 諮問の背景、趣旨

- 本県の教育行政は、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県教育振興計画」の下、「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」の実現に向けて様々な取組を展開してきたところです。
- これらの計画策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化、人口減少の進行のほか、デジタル技術の活用やグローバル化の進展、地球温暖化や気候変動対策への機運の高まりなどが見られ、これらの社会情勢の変化に的確に対応し、地域の期待に応える教育施策の推進が求められています。
- また、中央教育審議会において、「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。次期計画のコンセプトとして、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と 16 の教育政策の目標などが示されており、国において新たな教育振興基本計画が策定される見込みです。
- このような状況を踏まえ、県教育委員会では、今後5年間の本県の教育振興の目標や取組内容について次期「岩手県教育振興計画（仮称）」として策定しようとするものです。
- 策定に当たっては、その基本的方向性について外部有識者の意見を聴くため、岩手県附属機関条例に基づき、岩手県教育振興基本対策審議会に調査審議を求めるものです。

3 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」策定の考え方

- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、今後5年間の教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針とすることを想定しております。
- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。
- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンとともに、教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるものです。
- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン及びアクションプランにおける教育分野の政策推進の基本的な考え方や取組の方向性との整合性を図っていくこととします。

参考 「いわて県民計画（2019～2028）」と岩手県教育振興計画の対応関係

	「いわて県民計画（2019～2028）」	岩手県教育振興計画
策定趣旨 ・ 性格	・岩手のあるべき姿に向かって、今後10年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするもの	・今後5年間の県の教育行政の目標や方向性を掲げ、県民や多様な主体と連携・協働し行動していくための指針
計画期間	R1～R10（10年間）	現計画：R1～R5（5年間） 次期計画：R6～R10（5年間）
構成	・長期ビジョン（基本計画） ・アクションプラン（実施計画）	
策定期期	平成31年3月	現計画：平成31年3月 次期計画：令和5年度内予定

